

## 「人身取引被害者対策」の一層の強化を

○林久美子君 私、林久美子は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、ただいま議題となりました刑法等の一部を改正する法律案について、各大臣に質問をさせていただきます。

まず冒頭、私は、政治の役割というのは声なき声に耳を傾け、人々の悩みや苦しみを我が事として真正面から受け止め、一つ一つ丁寧に解決していくことであると考えています。そうした思いで本日は質問をさせていただきます。

人身取引は重大な犯罪であり、被害者、とりわけ女性や児童に対して肉体的、精神的に苦痛を与え、その損害を回復することは難しく、著しい人権侵害でございます。

グローバル化の進展の中で国際的な人身取引の被害者が増加しており、今や人身取引は、国際的犯罪組織にとって最も利益の上がるビジネスとなってしまいました。世界では、毎年およそ六十万から八十万人が人身取引の対象となっていると推定されています。これは、日本国民の一人として恥ずかしく、また女性の一人として痛みを覚えずにはいられません。

さらに我が国は、アメリカ国務省が昨年六月に発表した人身売買年次報告書において、人身取引への対策が不十分であるとして、我が国は監視対象国という大変に厳しい評価を受けました。主要八か国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけでした。

我が国日本は、主に東南アジア、南米、東欧からの女性の受入れ国となっておりますが、政府は、昨年四月にようやく重い腰を上げ、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を設置し、人身取引に関する行動計画を昨年十二月に策定をいたしました。

外国から名指しで批判されるまで実効性のある人身取引対策を取らずに事態を放置してきたことは、余りにも人権感覚に乏しく、我が国の良識を疑われることになりかねません。政府の「無責任の責任」は大変に重いと考えます。政府の責任をどのように考えているのか、なぜもっと早く対策を講じなかったのか、官房長官にお伺いいたします。

国連関係者の推定によれば、日本国内における人身取引の被害者の数は二万五千人にも上ると言われています。人身取引は現代によみがえった奴隷制度であり、早急な対策が必要です。

政府は、人身取引の実態や被害状況についてどのように認識、把握していらっしゃるのか、具体的にこの一年間の被害実態の調査結果をお伺いいたします。また、NGOなどと連携をしながら調査を実施する予定はあるのかどうか、併せて法務大臣にお伺いいたします。

次に、人身取引に関する罪の新設についてお伺いいたします。

これまで我が国においては、人身取引によって不当な利益を得ている加害者の多くは処罰すらされず、現実には人身取引の被害者だけが不法滞在や不法就労として逮捕され、勾

留され、犯罪者として強制送還されてきました。

人身取引に関する刑罰法規としては、これまで刑法の営利目的等略取及び誘拐罪や売春防止法違反、そして出入国管理及び難民認定法の不法就労助長罪などがございましたが、警察庁の人身取引事犯の検挙状況によりますと、平成十六年一年間における検挙件数は七十九件、検挙人員は五十八人で、このうちブローカーの検挙人員は二十三人となっています。ブローカーの検挙人員は余りにも少ないと言わざるを得ません。

このため、今回の改正では、人身買受け罪と人身売渡し罪を新設をいたしまして、これらの行為を処罰の対象としています。これにより、人身取引事犯の検挙件数、犯罪集団の摘発がどの程度増やせると考えているのか、犯罪予防効果があるのか、法務大臣に見解を伺います。また、今後、捜査体制をどのように拡充するおつもりなのか、国家公安委員長にお尋ねをいたします。

次に、入管法の改正に関連して伺います。

今回の改正によって、入管業務、難民認定業務の遂行に資する情報を外国の当局に提供できる規定が追加されます。人身取引対策や密入国・テロ対策の上で、諸外国との情報交換はもちろん必要です。しかし、難民申請者の情報については、難民申請者及び関係者の安全確保のために慎重な取扱いが必要です。

法務省は、我が国に難民申請したトルコ国籍を持つクルド人の難民不認定訴訟に関連をして、トルコ当局に申請者の情報を提供し、協力を得て現地調査を行った結果、国へ退去強制処分となった本人を含め、その家族をも危険な状況にさらしたとして批判を受けています。

難民認定業務上の外国政府への情報提供については、どのような指針に基づいて運用をしていくのか、法務大臣にお伺いいたします。

そして、最大の問題点、被害者保護の在り方についてお伺いをいたします。

今回の改正については、全体として国際的組織犯罪防止条約を補足する人身取引議定書における加害者処罰にとどまっており、被害者を保護するという視点が不十分で、被害者軽視であると言わざるを得ません。

さらに、人身取引が組織的に行われている以上、その構図を明らかにし、積極的に犯罪の防止に取り組んでいかなければ人身取引を根絶することはできません。つまり、被害者が、自分はどのような経緯で日本に入国してきたのか、自分がどのような立場、境遇に置かれていたのかというようなことを我が国の当局に安心して訴えることができなければならないということです。犯罪を摘発するという観点からも、そのような環境を整備する必要がありますのではないのでしょうか。

今回の法改正で被害者保護の措置が十分であるのか、法務大臣にお伺いいたします。また、被害者の協力が十分に犯罪捜査に生かされるのか、国家公安委員長にお伺いいたします。

そもそも、政府の行動計画は、各省庁の裁量にゆだねている部分が多く、実効性のある

ものとは到底考えられません。計画では、被害者保護がうたわれ、医師の診察、カウンセラーの派遣等を検討するともされておりますが、だれがどこに派遣をするのか、費用負担はどうするのかはあいまいなままで、明確な医療費の保障はされていません。心と体に深い傷を負っている被害者にとって、安心できる医療すら受けられずして、一体何が被害者保護なのでしょうか。

さらに、人身取引被害者保護のために各都道府県に設置されている婦人相談所等の活用を図るとも記されておりますが、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援などに追われている中で、婦人相談所において十分な対応ができる余裕などないというのが現状です。

私の地元滋賀県でも、婦人相談所で相談員の方が昼夜を問わずに懸命に被害者保護に当たっていらっしゃる。しかし、増加するドメスティック・バイオレンスの被害者保護を行っている現状の中で人身取引の被害者に対してもきめ細かな対応ができるかということ、言語の問題や生活習慣、安全の確保、そして人員などを考えたとき、極めて困難であるという声も聞かれました。さらに、NGOなどからは、予算措置が伴わなければ婦人相談所は単なる警察用ホテルになってしまうとの指摘や、余りにも実態を知らなさ過ぎるという嘆きも聞かれます。

こうした現場の状況を見無視して負担を丸投げする、そういうおつもりなのでしょうか。それで本当に被害者が救われ、人権が守られると考えていらっしゃるのでしょうか。

婦人相談所の現状をどのように認識していらっしゃるのか、また機能強化が必要であると考えますが、いかがでしょうか。あわせて、今後、予算措置も含む被害者保護の体制整備について政府はどのように対応するおつもりなのか、官房長官及び厚生労働大臣に見解をお伺いいたします。

私たち民主党は、現地、現場の声に耳を傾け、被害者の気持ちに寄り添ったとき、今回の刑法や入管法、あるいは風営法の個別法の改正にとどまらず、被害者の保護や支援について責任を持って取り組める体制の整備、財政支援などを明記した法律の制定が必要であると考えています。そして、今、人身取引をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、被害者の視点に立ち、被害者保護が法律の中に明確に位置付けられ、救済、支援を柱とした包括的な法律の策定への取組を進めております。

先ほど申し上げました婦人相談所などの現状を踏まえ、民主党は、人身取引の被害者保護を目的とした人身取引被害者保護センターという専門的な施設が必要であると考えています。多様な言語に対応できる通訳者の配置を始め、医療やカウンセリング体制の充実が必要です。被害者が精神的にも深い傷を負っていること、安全で信頼できる環境が必要なこと、被害者の母国語や文化、生活習慣を理解するスタッフが必要なことをかんがみても、民主党が考える専門的な職員を中心として構成された保護施設の設置の実現が強く求められます。

また、被害者にとって身近な地方公共団体については、人身取引を防止するのとともに、人身取引被害者の適切な保護を図る責務を負い、明確にその役割の重要性を盛り込むべき

であると考えています。

こうした民主党の提案について、官房長官はどのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

被害者の保護や支援は、本来国の責任で行われるものと考えますが、国と関係機関や民間団体との連携、協力体制の整備も不可欠です。これまで人身取引の撲滅や被害者の保護を中心に行ってきたN G Oや民間団体の知識や経験を十分に生かしつつ、被害者の保護や支援は行われるべきです。

民主党は、こうしたN G Oや民間の団体に対して、国や地方公共団体が財政上の措置を含め、情報の提供や必要な援助を行うよう努めるべきであると考えますが、官房長官と法務大臣の見解をお伺いいたします。

我が国における人身取引の問題は、社会的認識が薄く、自分には関係のない外国人の問題であるという日本人の意識の在り方とも向き合わなくてはなりません。しかしながら、今改めて我が国に暮らすすべての人々、この世界に生きるあらゆる人々の人権を尊重するのが二十一世紀の国際社会の使命であると考えます。犯罪の撲滅、被害者の保護や支援のために、私たち一人一人の心に問い掛けながら、声なき声を上げ苦しんでいる人々を救うため、被害者保護の視点の重要性をお訴え申し上げ、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣南野知恵子君登壇、拍手〕

○[国務大臣（南野知恵子君）](#) 林久美子議員にお答え申し上げます。

まず、人身取引の実態の認識、被害状況の把握についてお尋ねがございました。

人身取引は重大な人権侵害であり、十分な対策が必要であると強く認識いたしております。法務省といたしましては、昨年六月から、地方入国管理官署において人身取引の被害者として扱った事案を入国管理局に報告させ、被害実態の大まかな把握には努めておりましたところ、昨年十二月に人身取引対策行動計画が策定されたことを受けまして、本年一月には、人身取引の定義等を明確にした上で、全国の地方入国管理官署における取扱いを徹底し、正確な実態が把握し得るようにした結果、一月以降の被害者は、タイ人、コロンビア人及びフィリピン人など十三人となっております。

御指摘のとおり、被害者の実態を把握するためには、実際にそうした被害者を支援しているN G Oなどと連携することも有効であると考えておりますので、今後、具体的な連携の方法について検討してまいりたいと思っております。

次に、人身売買罪の新設による犯罪の摘発、予防効果等についてのお尋ねがございました。

我が国の刑罰法規の基本法である刑法に人身売買罪を設けることにより、国民の規範意識を喚起し、人身取引に対する抑止効果を高める意義は大きいと考えております。その効果を具体的な数字で述べるのは困難ではありますが、この法律案では、人身売買罪のほか、人身取引に関連する一連の行為を処罰の対象としており、捜査機関においても、人身取引

事犯に対しては、これら新しい罰則を積極的に適用して、その取締りの一層の強化に努めるものと承知しており、人身取引の防止や撲滅に資するものと強く期待しております。

次に、難民認定業務における情報の外国政府への提供についてのお尋ねがございました。

今回の改正で新設することとしている外国入国管理当局に対する情報提供の規定は、我が国の入国管理当局が外国入国管理当局へ情報提供を行う際の基本的な手続、範囲等を明確にすることとしたものでありますが、この規定を新設しても、入国管理局が保有するあらゆる情報を外国入国管理当局に提供できるようになるわけではなく、当然、他の法令等により、又は性質上提供できない情報も存在します。

これまでも、法務省は、難民認定申請者に係る情報については、相手国の国情を踏まえ、申請者のプライバシーの保護及び新たな迫害の誘発のおそれなどについて十分配慮してきております。今後もこれに十分配慮しつつ、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、被害者保護の措置についてのお尋ねがございました。

今回の改正において、人身取引等の定義規定が置かれることにより、被害者の認定がより客観的かつ迅速に行われるものと考えられます。また、人身取引等により他人の支配下に置かれたために不法滞在状態に陥った者であっても、在留特別許可により保護の対象となり得ることを法律上明記することなどにより、これまで被害の申告をためらっていた被害者が安心して入国管理局等に出頭して被害の申告ができるようになると考えられます。

その結果、被害者の保護を積極的に進めることが可能になるものと期待されます。

以上のとおり、今回の改正は被害者の保護のために有効なものであり、実際の運用においても、人身取引等の被害者の保護に努めてまいりたいと考えております。

最後に、国とNGOや民間団体との連携についてのお尋ねがございました。

法務省におきましては、人身取引事案について、国際移住機関やNGOなどと緊密に連携を取り、例えばNGOから通報を受けた場合には、帰国を希望する被害者に在留特別許可を与えるとともに、NGOの運営するシェルターに保護を求めたり帰国支援に当たったりするなどの取扱いを行っています。今後とも、こうした事案に関しては各方面の方々と積極的かつ緊密な連携に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣細田博之君登壇、拍手〕

○[国務大臣\(細田博之君\)](#) 林議員にお答えいたします。

人身取引対策の遅れについての政府の責任についてお尋ねがございました。

人身取引は重大な人権侵害かつ国際組織犯罪であり、早急な取組が必要であります。議員が御指摘のように、これは絶対的な悪事であり、絶対に許されてはならないことであり、また、被害女性を救済しなければならない事柄であると承知しております。

我が国は平成十四年に人身取引議定書を署名し、その早期締結のための検討を進め、御指摘の人身取引対策関係省庁連絡会議において早急に対策を取りまとめるよう指示を行い、人身取引対策行動計画を作成いたしましたわけでございます。これまでもそういう努力を積み重ねて、また、今回、法改正をお願いしておるわけでございますけれども、私自身先頭に

立ちまして、人身取引による被害者を救済し、諸外国からの批判を受けることのないよう最大限の努力を継続してまいります。

次に、被害者保護の体制整備についてのお尋ねがありました。

人身取引被害者の保護は、人身取引対策の一つの大きな柱であると認識しております。昨年十二月の行動計画でも、婦人相談所のシェルターとしての活用、民間シェルター等への一時保護委託の実施を位置付けたところであります。

婦人相談所の体制整備につきましてはこれまでも進めてきたところでありますけれども、今後とも人身取引問題という新しい課題にしっかりと対応するため、専門研修の実施、通訳の適時適切な配置等によりまして、被害者の保護、支援体制の強化を図ることとしております。

さらに、平成十七年度予算におきましては、新たに人身取引被害者につきまして民間シェルター等への一時保護委託制度を開始することとしたところであり、今後とも被害者保護の体制整備に努めてまいりたいと存じます。

次に、民主党の御提案、人身取引対策のための法律についての見解についてお尋ねがありました。

政府といたしましては、昨年十二月に人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む総合的、包括的な人身取引対策行動計画を策定いたしまして、その一環として刑法等の改正案を御審議いただいているわけですが、そのほか被害者保護のための必要な予算措置も講じております。まずは、行動計画に掲げる施策の着実な実施が重要であり、それによりましてかなり効果が上がるものとは考えております。

しかしながら、与党、野党もいろいろなお考えがあるとも承っております。このような政府の実施状況等を踏まえまして、今後、検証、検討を重ねまして、そしてこの問題の重要性につきまして国民の皆様にも認識を深めていただき、通報とか保護とかいろいろな輪を広げていくということが何よりも大切であると思っておりますので、よろしく御申し上げます。

次に、N G Oや民間団体に対する情報の提供や援助についてのお尋ねがありました。

人身取引被害者に対しまして適切な支援を行うためには、これまで人身取引被害者の保護を中心に行ってきたN G Oや民間団体の連携協力を図ることが重要であることから、昨年末の行動計画の策定過程におきましてもN G Oや民間団体の御意見を伺ってきたところであります。

政府としては、婦人相談所に対し民間シェルター等の関係民間団体との連携協力を努めるよう求めるとともに、各都道府県において民間シェルターの職員等も対象にした研修会、関係機関間の連携を強化するためのネットワークの整備を通じて、民間団体とノウハウの共有化を図っていけるよう支援してまいりたいと考えております。

さらに、平成十七年度予算におきましては新たに人身取引被害者の民間シェルター等への一時保護委託の経費を計上したところであります。これらの手段を活用して民間団体

に対し必要な支援を行ってまいります。

民間団体も非常に、このDVの問題も従来からでございますが、この人身取引について非常に検討され、いろいろな対策を講じようという動きが高まっておりますので、政府としてもよく連携を取りながら一日も早くこのような事態が解消できますよう努力してまいります。(拍手)

〔国務大臣村田吉隆君登壇、拍手〕

○国務大臣(村田吉隆君) 人身取引罪の新設に伴う警察の捜査体制についての御質問がございました。

人身取引事犯は、被害者の心身に著しい苦痛をもたらす深刻な人権侵害行為であると認識をしております。

このため、今国会に提出した風営法の一部改正案でも、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由とする規定、接待飲食等営業を営む者等に接客従業者の就労資格の確認義務を課す規定を新設したところでございます。

警察では、刑法及び風営法等の改正案の成立後は、これらの改正法も含め、関係法令を的確に運用して、ブローカー等に重点を置いた取締りを推進するものと承知しております。人身取引事犯の捜査体制についても、その充実強化に配慮するよう警察を指導督励してまいりたいと考えております。

また、人身取引事犯被害者の協力の捜査への活用に関する御質問をいただきました。

被害者の協力を得ることは、悪質な雇用者やブローカーの刑事責任を追及する上で極めて重要であると認識をしております。

ところで、被害者である外国人女性は、ブローカー等から、警察に保護を求めれば母国に残した家族に危害を加えると脅かされるなどしており、警察に正しく被害を申告しない者が多いと承知をしております。そこで、事情聴取に当たっては、できる限り女性職員や被害者の母国語を理解する職員を充てるなど、被害者が安心して被害を申告できるよう警察を指導してまいりたいと考えております。

なお、警察では、外国人女性に被害者であることを名のり出るよう呼び掛けるリーフレットを百万部作成して広く配布することとしているわけでございます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣尾辻秀久君登壇、拍手〕

○国務大臣(尾辻秀久君) 婦人相談所の現状、被害者保護の体制整備についてのお尋ねでございました。

婦人相談所の体制につきましては、近年、DV被害者への対応等、御指摘いただきましたように業務が増えてきておりますことから、ここ数年、婦人相談員の増員、一時保護の予算の増額などを図りますとともに、心理療法担当職員の一時保護所への配置や外国人対応のための通訳費の計上など、鋭意体制整備を進めておるところでございます。

こうした中で、人身取引被害者の保護につきましても、平成十六年度において婦人相談

所への保護を希望された被害者の方は全員保護がなされておるところでございます。

また、被害者が医療を必要とする場合には、婦人相談所に置かれた医師の診療に加えまして、状況に応じて無料低額診療事業を行う医療機関を始めとする周辺病院など利用可能な諸制度等について情報提供を行うなどにより、必要となる医療の確保に努めておるところでございます。(拍手)